

令和 年分 医療費控除の明細書

※青い部分のみ入力してください。
金額は自動で計算されます

この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。明細書を記入して頂ければ、領収書を提出しなくても控除を受けられます。

※ この明細書は申告書と一緒に提出してください。

住所:

氏名：

1 医療費通知に関する事項

医療費控除通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、所定の事項が記載されたものをいいます。
(例: 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうち、その年中に支払った医療費の額	(3) (2)のうち、生命保険や社会保険などで補填される金額
	Ⓐ	①

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。
上記1に記入したものについては記入しないでください。

2 医療費(上記1以外)の明細書

医療費の合計	A (ア+ウ)=	¥0
	B (イ+エ)=	¥0

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) ¥0	A
保険金などで補填される金額	¥0	B
差引金額(A-B)	(赤字のときは0円) 0	C
所得金額の合計額		D
D × 0.05	(赤字のときは0円) ¥0	E
Eと10万円のいずれか少ない方の金額	¥0	F
医療費控除額(C-F)	(最高200万円、赤字のときは0円) ¥0	G

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」の医療費控除欄に転記します。

申告書第一表の「所得金額」の合計欄の金額を転記します。
(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。

- ・ 退職所得及び山林所得がある場合…その所得金額
 - ・ ほかに申告分離課税の所得がある場合…その所得金額
(特別控除前の金額)

なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の83の金額を転記します。

（株）日本機械輸出公司　貿易部　販賣部　販賣部　販賣部

由生書第一項の「訴得から差し引かれる金額」の医療費控除

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に轉記